

標準処理期間の未設定理由

番号 23

処 分 名	一草庵の庵の使用料の減免
根 拠 法 令 名	松山市一草庵条例
条 項	第7条
所 管 課	文化財課
【標準処理期間を未設定とした理由】 事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間を設定することが困難	